

令和4年度

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

令和4年10月27日

石巻市農業委員会

第7回石巻市農業委員会定例総会会議録

日 時 令和4年10月27日 午後 1時30分～

場 所 石巻市河北総合支所 3階 会議室

議 事 開 会  
挨 拶

日程第 1 議事録署名委員の指名

日程第 2 報告第 1号 農家相談委員会委員長報告について

報告第 2号 農地の現状変更届出について

報告第 3号 使用貸借の解約による通知について

報告第 4号 農地法第18条第6項の規定による通知について

報告第 5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

日程第 3 議案第 1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更について

日程第 4 議案第 2号 非農地証明交付申請の承認について

日程第 5 議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について

日程第 6 議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 7 議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について

日程第 8 議案第 6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

閉 会

出席委員（17名）

1番	近藤茂	委員	2番	山田慧子	委員
3番	安部秀逸	委員	4番	佐々木文彦	委員
5番	佐藤克美	委員	6番	高橋由佳	委員
7番	武山勝	委員	8番	高橋千代恵	委員
9番	伏見さと子	委員	11番	遠藤章一	委員
12番	岡田正男	委員	13番	今野真理	委員
14番	後藤嘉伸	委員	15番	前野利春	委員
16番	今野勝夫	委員	17番	日野智	委員
18番	伏見晃也	委員			

欠席委員（2名）

10番	佐々木洋	委員	19番	三浦孝一	委員
-----	------	----	-----	------	----

出席農地利用最適化推進委員（19名）

20番	山田信悦	委員	21番	木村和広	委員
23番	木村富雄	委員	24番	武山礼二	委員
25番	三浦和恵	委員	26番	首藤勝博	委員
27番	山口修一	委員	28番	齋藤忠直	委員
29番	佐々木勝行	委員	30番	佐藤晴夫	委員
31番	渡邊孝彦	委員	32番	高橋信一	委員
33番	石川雅洋	委員	34番	山田茂樹	委員
35番	勝又功	委員	36番	西條健一	委員
37番	榊田有司	委員	38番	西條勲	委員
39番	阿部正展	委員			

欠席農地利用最適化推進委員（1名）

22番	保原政美	委員
-----	------	----

説明のため出席した者

山内 祐一郎 農林課主幹兼  
農業振興係長

千葉 孝則 農林課主事

名久井 宏 敏 河南総合支所  
地域振興課  
主 査

事務局職員出席

渋谷 幸 伸 事務局 長

高橋 伸 明 事務局 次長

渡辺 和 子 事務局長補佐  
兼農地係長

齋藤 敏 幸 主 幹

村上 浩 則 主 幹

保理 裕 宣 主任 主事

山本 万 里 主任 主事

菅井 泰 弘 主任 主事

---

○渋谷幸伸事務局長 ただいまから令和4年度第7回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

◎挨拶

○渋谷幸伸事務局長 総会開会に当たりまして、伏見晃也会長職務代理者から挨拶を申し上げます。

○伏見晃也会長職務代理者 — 挨拶 —

○渋谷幸伸事務局長 次に、総会に入ります。総会の議長につきましては、石巻市農業委員会総会会議規則第7条第2項の規定によりまして会長職務代理者が臨時に議長を務め、議事を進めてまいります。

それでは、伏見会長職務代理者、よろしくお願いいたします。

---

午後1時33分 開会

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまから令和4年度第7回石巻市農業委員会定例総会を開会いたします。

それでは、議長を務めさせていただきます。議事進行へのご協力をお願いいたします。

ただいまの出席農業委員は17名、推進委員は19名であります。三浦会長及び佐々木洋農業委員、保原政美推進委員から欠席の報告がありました。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従い、進めてまいります。

---

◎議事録署名委員の指名

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

石巻市農業委員会総会会議規則第21条第2項に規定する議事録署名委員であります。議長から指名させていただきます。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしの声がありますので、本日の議事録署名委員は議席番号13番今野真理委員、14番後藤嘉伸委員をお願いいたします。

次に、委員の皆様においては、発言の際は挙手の上、農業委員の皆様は議席番号とお名前を、農地利用最適化推進委員の皆様は担当地区とお名前をおっしゃってから、ご起立の上、発言をお願いいたします。

---

◎報告第1号～報告第5号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） それでは、報告事項に入ります。

日程第2、報告第1号 農家相談委員会委員長報告について、農家相談委員会、佐藤克美委員長から報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

令和4年10月18日に開催した農家相談委員会における新規就農に関する相談案件はありませんでした。

以上で報告を終わります。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま農家相談委員会委員長から新規就農に関する相談はない旨の報告がありましたので、報告第1号を終了いたします。

次に、報告第2号 農地の現状変更届出についてから報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規

定による届出についてまでを一括して報告したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、一括して報告いたします。  
事務局より報告願います。

○渡辺和子事務局長補佐兼農地係長 それでは、報告第2号 農地の現状変更届出についてご報告いたします。議案書は2ページです。今月の受理件数は1件で、1mの盛土をし、牧草を作付して畑とするものでございます。

続きまして、報告第3号 使用貸借の解約による通知についてご報告いたします。議案書は3ページです。今月の受理件数は2件で、解約の理由は耕作者変更のためが1件、転用及び3条申請のためが1件でございます。

続きまして、報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知についてご報告いたします。議案書は4ページから7ページです。今月の受理件数は9件で、解約の理由は耕作者変更のためが4件、借人の都合のためが1件、農用地利用集積計画による売買のためが4件でございます。

続きまして、報告第5号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出についてご報告いたします。議案書は8ページです。今月の受理件数は2件で、転用目的は建て売り住宅敷地とするものが1件、資材置場敷地とするものが1件でございます。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 以上で報告第2号から報告第5号までを終了いたします。

---

#### ◎議案第1号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第3、議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてを議題といたします。

議案書は9ページ及び別冊1になります。産業部農林課及び河南総合支所地域振興課に議案の内容についての説明をお願いします。

○千葉孝則農林課主事 石巻市産業部農林課の千葉と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、石巻市農業振興地域整備計画の変更についてご説明いたします。資料は、議案第1号別冊1になります。

それでは、資料の1ページを御覧ください。農業振興地域整備計画変更理由書になります。今回の変更面積については、全体見直しに係る除外及び申出のあった個別の除外案件2件による計3件で、差引き増減は29.4aの減となっております。

続いて、2ページを御覧ください。変更内容に係る案件整理表になります。番号順に内容をご説明いたします。番号1は、本年1月に決定公告いたしました、農振の全体見直しに係る残余案件となります。桃生町太田字沢田の5筆、計8.2aについて、農業振興地域の整備に関する法律第10条各号に該

当しないことにより除外を行うものです。位置については、6ページを御覧ください。

次に、2ページの案件整理表の番号2、番号3の河南地区における個別案件について、河南総合支所地域振興課、名久井主査よりご説明いたします。

○名久井宏敏河南総合支所地域振興課主査 河南総合支所地域振興課、名久井と申します。よろしくお願ひします。今回は、農振除外2件となります。

初めに、番号2でございますが、7ページ、8ページに変更意見書の写しを添付しております。7ページを御覧願ひします。申請地は、石巻市須江地区です。地目は、登記、田、現況、雑種地であり、農業生産の状況は休耕であります。

変更の目的ですが、事業計画者は足場工事及び解体工事を根幹として、東日本大震災、台風被害等の復旧事業を請け負ってきました。資機材を集約して1か所に置く場所が必要不可欠となり、本社からも近く、主要な取引先である仙台圏へのアクセスがよいことから、令和2年1月より一時転用許可を受け、資材置場として使用してきました。この資材置場の使用は暫定的なものとして認識しておりましたが、事業展開をする上で必要不可欠なものとなっております。移転を考え、物件を調査し、三陸自動車道のインターに比較的近く、2,000㎡前後の広さの土地を探しましたが、利便性及び作業の安全性並びに効率性等を兼ね備えた土地を確保することができませんでした。今回の申出地は、運営管理上よいことから、車両置場、資材置場を設けるものであります。以上のことから、当該申出地を選定いたしました。

また、当該申出地は、平成4年度低コスト化水田農業大区画ほ場整備事業、県営、中淬地区で整備された土地であります。土地改良事業の公示から起算して8年を経過した土地であるため、効率的かつ安定的な農業経営を営む者、農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断いたしました。

続きまして、番号3でございますが、15ページから16ページに変更意見書の写しを添付しております。15ページを御覧願ひします。申請地は、石巻市前谷地地区です。地目は、登記、田、現況、畑であり、農業生産の状況は耕作であります。

変更の目的ですが、事業計画者は[ ]土地所有者と同居しておりますが、今後の家族計画を考え、市内の住宅地を探しましたが、面積が狭く断念いたしました。また、現在と同様、同居も検討しましたが、子供の成長に伴い手狭になることから、こちらも断念いたしました。以上のことから、当該申出地を選定いたしました。

なお、当該申出地は圃場整備区画から除外されておりますことから、効率的かつ安定的な農業経営を営む者、農業経営及び農用地の集団化に支障がないものと判断したものであります。

以上をもちまして、石巻市農業振興地域整備計画の変更についてのご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋千代恵委員長から報告をお願ひいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 議案第1号 石巻市農業振興地域整備計画の変更についてご報告申し上げます。

10月17日に開催いたしました農地調査委員会におきまして、市当局から変更内容について説明を受け、現地調査を行いました。現地調査並びに資料に基づき検討した結果、妥当なものと判断し、計画変更につきましては支障のないものと確認いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま産業部農林課及び河南総合支所の地域振興課からの説明並びに農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案について同意することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案について同意することに決しました。

産業部農林課及び河南総合支所地域振興課の方はご退席いただいて結構です。ご苦労さまでした。

---

#### ◎議案第2号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第4、議案第2号 非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 議案第2号 非農地証明交付申請の承認について説明いたします。

初めに、番号1、議案書の10ページ、位置図につきましては12ページを御覧願います。申請地は農振区域外にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。資産証明書では、昭和48年から宅地課税されており、非農地となって20年以上経過している土地であります。

次に、番号2、議案書10ページ、位置図は13ページです。申請地は農振区域外で市街化調整区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。平成7年に転用許可を得て、転用目的どおりに転用が行われ、宅地となっているものです。

次に、番号3、議案書10ページ、位置図は13ページです。申請地は農振区域外で市街化調整区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は宅地となっております。昭和61年に車庫を、平成元年に倉庫を建築していることが資産証明書等で確認でき、非農地となって20年以上経過した土地であります。

次に、番号4、議案書11ページ、位置図は13ページです。申請地は農振区域外で市街化調整区域内にある土地で、登記地目は畑、現況は公衆用道路となっております。市道の拡幅で市道用地になっていることから、国土調査では現地確認不能として処理され、法務局地図では確認できないものの、旧公図等で確認でき、非農地となって20年以上経過した土地であります。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、農地調査委員会による審査結果について、農地調査委員会、高橋委員長から報告をお願いいたします。

○高橋千代恵農地調査委員長 非農地証明交付申請の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、農地調査並びに書類審査を行い、慎重審議しました結果、いずれも県が示す非農地判断基準及び非農地証明の範囲に合致していることから、承認相当と判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、願い出のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案4件について願い出のとおり証明書を交付することに決しました。

---

### ◎議案第3号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第5、議案第3号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○齋藤敏幸主幹 それでは、ご説明いたします。

議案書の14ページを御覧ください。番号1番は、譲渡人の耕作困難のための売買です。申請地は、畑2筆、面積1,995㎡です。

番号2番は、家庭裁判所審判による売買です。申請地は、田1筆、面積2,068㎡です。

番号3番は、譲渡人の所有地処分のための売買です。申請地は、畑3筆、面積1,102㎡です。

説明は以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農家相談委員会、佐藤委員長から審査結果について報告願います。

○佐藤克美農家相談委員長 それでは、報告いたします。

さきの農家相談委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、全ての案件について、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可相当なものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農家相談委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案3件について、願い出のとおり許可を与えることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案3件について願い出のとおり許可を与えることに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第6、議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 議案第4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書の15ページ、位置図につきましては16ページを御覧ください。資材置場のための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。なお、既に転用されていることから始末書が提出されています。

次に、番号2、車両置場とするための転用です。農地区分は、10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であることから第1種農地と判断できますが、集落接続の例外規定が適用できます。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 農地法第4条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なものとして判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案2件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案2件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

#### ◎議案第4号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第7、議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

事務局から議案の内容について説明を願います。

○村上浩則主幹 議案第5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご説明いたします。事務局からは、判断基準となります農地区分等についてご説明いたします。

初めに、番号1、議案書は17ページを、位置図は19ページを御覧願います。ゲストハウス建築のための転用です。農地区分は、300m以内に高速自動車道の出入口がある農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号2、議案書は17ページ、位置図は19ページです。野菜市場とするための転用です。農地区分は、300m以内に高速自動車道の出入口がある農地であることから第3種農地に該当します。

次に、番号3、議案書は17ページ、位置図は20ページです。通路敷とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

次に、番号4、議案書は18ページ、位置図は21ページです。駐車場とするための転用です。農地区分は、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地に該当します。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において、申請内容を現地調査並びに許可基準に基づき審査した結果、許可相当なもの判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしくお願います。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありましたが、本案についてご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） なしの声がございますので、採決いたします。

本案4件について、原案のとおり進達することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 異議なしと認め、本案4件について許可相当の意見を付して、宮城県に進達することに決しました。

---

◎議案第6号

○議長（伏見晃也会長職務代理者） 次に、日程第8、議案第6号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。

議案書は、22ページから30ページになります。事務局から議案の内容について説明を願います。

○山本万里主任主事 それでは、ご説明いたします。

別冊2、令和4年度農用地利用集積計画一覧表を基にご説明させていただきますので、お手元にご用意ください。資料の1ページを御覧ください。初めに、宮城県農地中間管理機構を通した一括方式による利用権設定は7件で、計22筆、合計面積は5万2,394㎡です。

貸借期間は10年で、10a当たりの賃借料は1万4,000円から1万5,000円です。

相対による利用権設定は3件で、計29筆、合計面積は2万3,506.99㎡です。

貸借期間は5年から10年2か月で、10a当たりの賃借料は1万円から1万3,000円です。

次に、資料の2ページを御覧ください。所有権移転については7件で、計20筆、合計面積は4万4,007㎡です。

10a当たりの売買単価は、22万6,244円から30万円です。

以上でございます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいまの事務局説明に関連いたしまして、農地調査委員会、高橋委員長から審査結果について報告を願います。

○高橋千代恵農地調査委員長 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてご報告申し上げます。

さきの農地調査委員会において計画を審査したところ、受け手はいずれも耕作に必要な労働力、農機具等が備わっている認定農業者等であり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、中間管理事業による一括方式の7件、利用権設定の3件、所有権移転の7件について、承認すべきものと判断いたしました。

以上で報告を終わります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（伏見晃也会長職務代理者） ただいま事務局説明及び農地調査委員会委員長報告がありました。

初めに、一括方式について審議いたします。議案書は、22ページから24ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案の一括方式7件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案一括方式7件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、利用権設定について審議いたします。議案書は、25ページから27ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案利用権設定3件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案利用権設定3件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

続いて、所有権移転について審議いたします。議案書は、28ページから30ページになります。ご意見、ご質問はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） なしの声がございますので、採決いたします。

本案所有権移転7件について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 異議なしと認め、本案所有権移転7件に係る農用地利用集積計画について、原案のとおり承認することに決しました。

---

#### ◎閉 会

○議長（伏見晃也会長職務代理人） 以上で今定例総会に付議された案件は全て審議が終了いたしました。

これをもちまして令和4年度第7回石巻市農業委員会定例総会に係る議事を終了いたします。

午後2時06分 閉会